

小関素明著『日本近代主権と立憲政体構想』の射程

佐藤 太久磨*

吉田 武弘**

はじめに

「民主主義への信仰告白に逃げ込まない民主主義要請論ははたして可能か」(1頁)。本書は、いかにして民主主義を擁護発展させるか、という戦後の歴史学が問い続けてきた課題を、このように言い換え、引き受けることから始まる。著者はこれまで、この難題に応えるためには、民主主義への確信を「信仰」や「啓蒙」の段階に止めず、あくまで論理的に、「それしかありえない」制度としてとらえ直すことが不可欠であると説き続けてきた。本書を貫く問題意識も、まさにこの点にある。ゆえに本書は、きわめて長期間を扱いながら、決して単純な寄せ集めの論文集などではない。これまでの著者の研究成果が、現時点(2014年12月)からの視点で再構成された、いわば著者の学問的営為の凝縮としてこそ評価されるべきであろう。

本書の魅力は、まず歴史のなかに「必然」を読み取り、そこに働く「法則性」を捉えようとするスリリングな挑戦のなかに求められる。こうした「必然」への探求は、一見すれば安直な「決定論」に歴史の豊かな可能性を売りわたす行為のように見えるかもしれない。だが、果たしてそうであろうか。著者が強調する「必然」の意味を考えると、前提として踏まえておくべきは、「過去」がいかに可能性に満ちていたにせよ、それらは——少なくとも通常認識できる限りにおいて——、「現在」にしか繋がらないという至極当

* 漢陽大学校国際文化大学助教授

** 立命館・アジア日本研究機構専門研究員

然の事実である。このことが重要であるのは、歴史の展開を経て、目前にあらわれている現実を重んじ、まずこれと向き合うことの必要性を我々に突き付けるからにほかならない。もちろん、歴史学の成果のなかには、「未発の可能性」に着目することによって、「現実」の歴史展開を相対化してくれる優れた研究が数多く存在する。しかしそれらの成果が真に意味あるものとなるのは、異なる可能性に注目することによって、実際の歴史展開がもつ性質を逆照射してくれる場合においてであって、決して現実のそれを軽視する場合においてではないはずである。このように考えれば、本書がこだわる「必然」への探求は、歴史のなかに何らかの意味と原因を探り出し、「なぜ我々はこちらにいるのか」という問いに迫ること、言い換えれば、歴史学の目的に忠実たるゆえにこそ打ち出された態度であることが理解されよう。

しかし本書の魅力は、何もこうした「必然」への探求にのみあるわけではない。真に見るべきは、著者が「必然」を誰より深く見据えつつも、決してその前に身を屈していないことである。むしろ本書は、著者が「必然」を超え得る可能性を求めて苦闘してきた軌跡にほかならない。すなわち「近代主権を構成している原理を能う限り深く解析する作業」(3頁)のうえに、強固な「民主主義要請論」を構築するためにこそ、「必然」への探求がなされるのである。いわば、本書は、誰よりも峻厳に歴史の「必然」を見定めたうえで、そこに「人為」がいかに対峙できるのかを問う「格闘の書」といえよう。

このような性質をもつ本書の「あとがき」において、著者は自身が「十分に原理的でありえたか」(350頁)と自問している。しかし本書に対しては、すでに「既存研究の到達点を引き上げ、その頂点を知ることについては、本書ほどの確なものはない¹⁾」との評価がなされていることを思えば、こうした問いかけは、決して著者一人が引き受けるべき問題ではないはずである。そこで小論は、著者の真摯な問いかけに応じ、これを検証するとともに、いかにすれば本書が提起した議論の射程をより広げ、深めることができるのかという観点から書評を試みるものである²⁾。

I. 理路 —— 射程 (1)

I —— 1. 本書の特長と論点

本書の論点は、大きく二つに分けられる。ひとつは、権力の成立要件を、「独裁」(自己宣言)と「合議」(合意の調達)に見定めつつ、明治維新「革命」——著者は、明治維新を「革命」と見做す——から政党内閣制への展開過程を、権力原理の生成変化のプロセスとして解いてみせたことである。本書において、権力の性質は、現実社会から「超越」しつつ、現実社会に「内在」したそれとして定式化されるが、権力そのものは、時間の経過とともに決して衰頹するのではなく、権力の自己増殖運動の転形的産物として政党内閣制へと帰着したと把捉される。通常であれば、維新革命によって生み出された権力は、次第にその効力を失い、漸次弱体化してゆくと考えられるであろう。しかし著者は、そうはみない。維新革命から政党内閣制への展開過程は、維新からの一貫した権力の政治史的波動として把握されるのである。ここでは、権力それ自体の生命力——バイオリズムが対象化されているといえよう。

いまひとつは、主権的権力の自己創造とそのメカニズムを解析しつつも、権力へと回収されないあり方——大袈裟に表現すれば、人間としてのあり方——、換言すれば、主権への対抗策を打ち出してみせたことである。この点で、著者は権力の庇護者ではない。とはいえ、権力をトータルに否定しているわけでもない。権力の生成と定立原理を読み破り、「内破」すること——それこそ、「革命」の名に相応しい——が著者の基本的なスタンスである。そうした著者の意思は、「近代主権の発生の力学的な必然性と存在原理的な普遍性の解析は、その解析のなかにその趣意の転位を促す契機の内的醸成を眺望できないかぎり、かえってわれわれを縛る学知に墮しかねない」(37頁)との文章に続く、以下のごとき表明となって言語化される。

それを脱するためには、われわれのエネルギーを引き出しながら、それを漸次非人格的な力に変換してわれわれに対峙しつづける主権的権力（公権力）に併呑されないことが重要である。ただし誤解のないようにいえば、それは主権の抹消を試みることではない。むしろ、非人格的力である主権が人材を登用して自己を実体的権力として再生産せざるをえないそのメカニズムを活用して、主権のなかにわれわれの意思を効果的に注入できる術を探求することが重要である。逆説的に響くが、主権をわれわれの側に引き戻す行為が、主権に対してもっとも批判的に対峙しうる行為にほかならない（38頁）。

この引用文からは、主権に対する「人為」や「人知」、翻って「人間」の可能性を諦めない著者の意思が浮かび上がってこよう。その意味で、本書は、主権と人間をめぐる著者の思想闘争の書として読まれるべきであろう。本書を一瞥すれば理解できるように、本書中、かかる人為の活路は、吉野作造（1878～1933）と蠟山政道（1895～1980）の二大政党制構想に見出される（第二部第2章以下）。その当否については、後ほど触れるとして、著者にとって、二大政党制構想は、主権への対抗策として位置づけられるべきビジョンなのである。

この二大政党制を足がかりとして、権力を行政府や官僚機構に一任するのではなく、そこから権力を国民の側に引き戻し、実質的な民主主義を可能にし、国民主権を実効的に成立させること——著者の主張は明快である。従来ともすれば、民主主義は教条主義的に解釈されてきたが、本書では、そうした視点を排して、徹頭徹尾、権力力学的な必然的な転位の所産として民主主義と国民主権をとらえようとしているわけである。本書は、いわば実質的な民主制社会を創造しようとする実践的学知にほかならないのである。

I — 2. 射程の計測

では、本書の射程はいかほどか。評者のみるところ、著者の理論は、戦時期日本の主権理論、とりわけ「大東亜共栄圏」時代における主権理論を把握する際の有効な手立てとして位置づけられる。本書の分析の対象外であるにもかかわらず、である。

戦時期の主権理論に関して説明しておけば、その理論は、近代的な絶対主権・国家平等の法理を否定的に読み破ろうとするもので、近代主権理論に対する革命的なそれとして位置づけられるものである。抽象から具体へ、擬制的平等から現実的不平等へ、という思想状況のなかで、日本を東亜の盟主＝指導国として定立するための理論として、それは言語化される。その理論が試みたのは、まさしく「大東亜共栄圏」という圏域のなかで、みずからを例外的な実在として規範化する試行にほかならなかったのである³⁾。

本書の射程は、かかる戦時期の主権理論を考究することにまで及んでいると推察される。とりわけ指導国原理を弁証する際の径路を考えるに当たって、著者の権力原理論は参照に足る。イメージを具体化するため、以下史料を二点挙げてみよう。

新体制運動のイデオログとして著名な矢部貞治（1902～1967）は、「大東亜共栄圏」を政治学的に理論化していた知識人であったが、そのなかで矢部は指導国原理を以下のように説明している。

帝国〔日本—評者註〕は内在と超越の合致せる地位を持たねばならぬ。
（中略）帝国は単に他の構成諸要素と互角の地位に於て、大東亜圏の中に埋没するのではなく、或は又一定の形式的手続に依り同輩中の首席として選挙せられたものでもなく、その本来の実力と道義とに因り、天稟的におのずから大東亜の指導国なのである。（中略）この点を忘れると、帝国の指導的地位は紛更の余地を残し、或は帝国を大東亜圏の単なる「機関」と観ずることとなり、いわゆる帝国の主権を晦暝ならしめるの

虞がある〔下線一評者〕⁴⁾。

矢部によれば、指導国とは、「大東亜圏」における他者（被指導国）から認定（「選挙」）されたものではない。「大東亜共栄圏」において、帝国日本は「おのずから」指導国なのである。指導国なるものは、いわば自己言及的な語りによって弁証されているといっても過言ではない。矢部にしてみれば、そのような解法でなければ、自己を例外化できず、しかも日本の主権保全には繋がらない、と解されたからである。何者かの委任によって指導国が指導国たりうるのだとすれば、それはその何者かの意思によって指導国ではいられないことも、十分想定されるからであった⁵⁾。

しかし「合意」（≡「民意」）なき指導は、「独裁」がそのままではいられないように、秩序の安定化には寄与しない。矢部と同じく「大東亜共栄圏」のイデオログであった国際政治学者の神川彦松（1889～1988）は、「合意」の調達を念頭に置きながら指導国原理を意味づけようと試みる。

大東亜聯合においては、聯合全体に対する指導的役割を演ずる国家の必要なることは言を俟たない。（中略）大東亜聯合においてかゝる指導国たる実力と貫禄とを有するものはわが国を措いて他に存しないことは自明の事実である。（中略）大東亜諸邦の衆望が翕然としてわが国に帰し、わが国が隠然として大東亜の盟主たる地位に推さるゝは当然であるといはねばならぬ。（中略）近代世界における覇権国は弱邦の意思に反し自ら擅まゝに自己の権力欲と金権欲とを逞うする者であるが、大東亜の世界における指導国は、盟邦の推挙に基き、道義心より聯合全体の利益と福祉の為に献身的貢献を為すものに外ならぬのだ〔下線一評者〕⁶⁾。

「大東亜聯合においてかゝる指導国たる実力と貫禄とを有するものはわが国を措いて他に存しないことは自明の事実である〔傍点一評者〕」という断

定からも理解できるように、ここでは、矢部と同じように、日本がなぜ指導国たりうるのか、その理由を問えない構成に仕立てられている。しかし他方で、矢部に比して神川の場合、「衆望」や「盟邦の推挙」といった単語が目立つ。指導国理念が分有されていたことには違いないが、その解説には少なくとも二通りの方法が用意されていたのである。

しかし以上に挙げた二つの史料を、無理矢理対立的に読む必要はない。同時代的には、「内在しつつ超越する」という標語によって整序されていたからである。「協業」のなかの「競業」というべきか。一方の欠を他方が補うものとして読み込むことができれば、敢えてその異なる側面を過度に強調するまでもなからう。

そしてそれは、本書の視座と照らし合わせていえば、権力の本源的性質に由来する「分岐」と「調和」といっても決して言い過ぎではない。既成の権力理論から解き放たれた新規の権力を創造しようとする戦時期の思惟は、著者の理解によって十分説明可能なのであって、以上に掲げた材料は、権力の生成と維持の条件に「自己宣言」(矢部)と「合意」(神川)を見据えた本書の視角から、アプローチすることのできる論点といえよう。戦時期の権力を読むうえでも、著者の権力理論は有効なのである。

しかしながら、本書では、もとより戦時期における主権、その形状についての説明はなされていない。この点、疑問なしとはしないが、著者の分析が戦時期に向かわなかったことが残念でならない。ここまで評者の関心に惹き付け過ぎた感が否めないが、こうした些細な疑問を糸口にして、以下では、本書に対してより踏み込んだ疑問を投げかけてみよう。

Ⅱ. 隘路 —— 射程 (2)

Ⅱ— 1. 民主主義と二大政党制構想の評価をめぐって

本書は、権力を見限るのではなく、実質的・実践的な民主制社会、国民主

権社会をいかにして実現するのか、実効的な民主化論はいかにして可能なのか、という視座から組み立てられている。そして著者は、そのためのより具体的な方策として二大政党制構想の効能に着目し、政権交代の衝撃が官僚機構にまで及ぶことを見通したうえで、そのビジョンに期待を寄せてみせる。二大政党制は、「官僚」主導ではなく、「政治」主導のシステムを構築する際の足がかりとして位置づけられているわけである。二大政党制の定着を妨げてきた官僚機構を、二大政党制の内部に取り込み、権力全体を政治主導（政党、有権者）のそれへと組み替える政治制度として、である。

吉野作造や蠟山政道の二大政党制構想は、そうした視線から肯定的に描かれる。「人知」に賭した本書ならではの評価ではある。しかしそうであっても、疑問は残る。そもそも民主政に基づく国民主権社会とは、国民みずからの手によって、民主主義の理念や国民主権の原理を解体してしまいかねない危機をつねに内包した社会である。民主制社会は、独裁者を生み出さないと限らないのであって、「結果」が保障されない社会として構成される。国民多数の意思によって、結果的にはあれ、独裁者が仰がれれば、民主主義が裏切られる可能性は十分に想定できる。もちろん選挙に勝利したからといって、一介の政治家が万能な神のように何でもできるわけではない。ましてや、歴史的に醸成されてきた理念や慣行を、すべて無に帰してしまうことが許されるわけでもない。

しかし該権力者が選挙で勝利を取めたのだとすれば、その事実を否定することは、誰にもなしえない。その限りで、国民多数の意思を獲得した人間は、国民に信任されたという事実性に基づくことによって、事を遂行する有資格者としてみずからを僭称することができる——その多数が工作されたそれであろうと、なかろうと——。「国民の興望は我にあり」という具合に。そう簡単にはいかないであろうが、その一点を拠り所にすれば、民主の名によって、民主制社会を解体できなくもないのである。「国民がそう望んでいるのだから」という声が聞こえてきそうである。

はたしてそうである以上、民主制社会は、つねに「自死」の契機を抱え込まざるをえない。そうした事態は、近代政治社会の根源的な病理として位置づけられそうである。常識的ではあるが、この点はどうしても押さえておきたい。

むろん本書にあって、二大政党制は、こうした原理矛盾に対抗する策として呼び起こされてはいる。権力が国民によってハンドリングされ、実効的な民主主義を可能にする制度として、である。二大政党制が成立すれば、国民はあらかじめ二つの党派に分類されるため、民主制社会はたしかに自己矛盾の途から逃れうる。政治権力闘争の視点からいえば、選挙の結果は、二つあるうちの一つが敗れるだけであって、「全体の死滅」を免れることができるからである。

しかし民主政治の内側に、以上に記した自己否定の危機が内在していることを見逃すべきではなかろう。「信仰告白に逃げ込まない」(1頁) 民主主義のあり方を探求し、国民主権の実質化を目指そうとも、そうした危機からはついに逃れられない。

民主主義を論じるうえで、もう一つ押さえておきたいポイントがある。おそらく民主政治は、古今東西いつの世も万全の「結果」を保障してくれるわけではない。それでも、民主主義に賭すよりほかなければ、民主主義は、かつて丸山眞男(1914～1996)が言い当てたように、まさしく「永久革命」の名に相応しい⁷⁾。

このような観点から、本書を眺めてみると、民主主義と二大政党制構想とがいかなる連環を構成しているのかが、たいへん気になってくる。より具体的に述べれば、吉野や蠟山、そして著者のこの点に関するビジョンがいかなるものであったのか(あるのか)について、より詳細な説明が欲しいところである。

Ⅱ—— 2. 政治史・政治思想史的論点

以上の論点を、政治史・政治思想史的な文脈から掘り下げてみよう。政治史研究として本書を読むとき、もっとも興味深い論点は、「民主化にとっての強敵は、「赤裸な専制」ではなく、「実行力」を標榜する疑似民主的権力である」(2頁)という洞察であろう。著者いわく、近代政治においては、いかなる政治勢力も「形式民主的な手続き」を踏まえることが避けられず、それゆえにこそ、「形式民主的手続きを経由した独裁」(「疑似民主政体」)との対峙が、民主主義を真の意味で要請しうるのであって、二大政党制は、その触媒的制度として意味づけられる。

こうした本書の問題提起は、「民主主義」の敵を「非民主主義」(「赤裸な専制」)に見定めてきた古典的政治史の手法だけではなく、「非民主主義」勢力のなかに民主的側面を見出したり、逆に「民主主義」勢力のなかにそれとは異なる一面を指摘したりする研究手法を止揚するものといえる。

しかしながら、著者が力説するように、「疑似民主政体」から「二大政党制」への移行を、あるべき唯一の「必然」として理解してよいものであろうか。もしそれを「必然」として論じるならば、二大政党制構想の敵手たる「形式民主的手続きを経由した独裁」が、なぜかくも強力なのかを重大論点としなければならないはずである。本書では、概してこうした側面への視座が弱いように思われる。

むろん、「疑似民主政体」が強大ゆえにこそ、二大政党制構想を媒介にそこから脱却しなければならない、という著書のストーリーを、ここで否定し去ろうとするわけではない。しかし、著者に倣い「存在するものはすべて合理的である」(ヘーゲル)ことを念頭に置くならば、ともに「合理的」たる二つの政治構想——「二大政党制」と「疑似民主政体」の関係性については、より深く問われるべきであろう。なぜなら、両者がともに、近代政治において不可欠な「形式民主的な手続き」を与件とする以上、本書が指摘する以上に両者の境界は複雑とならざるをえないからである。とすれば、「疑似民主

政体」と二大政党制構想の差異が、何に由来するのかを押さえておくことは、両者をより深部からとらえるための糸口たりうる。そこでここでは、二つの事例に即してこの問題を考えてみたい。一つは、本書が「疑似民主政体」と論じた政治構想内における二大政党制の位置づけについて、いま一つは、本書が二大政党制構想の系譜として整理してみせた政治思想の解析方法について、である。

まず前者について、本書のなかで「疑似民主政体」の最たるエージェントとして措定されている原敬（1856～1921）の政治構想に焦点を当ててみよう。というのも、その原にあっても、将来的な二大政党（制）化を展望した跡がみられるからである。

原の政治主導は、本書でも重要な位置を占めているが、二大政党制との関係については、次のように記述される。「原が主導した権力統合は二大政党制を呼び寄せる可能性を想定して展開されたものではまったくなかったが、その権力統合を合理化する理路を追求していけばもはや二大政党制を排除できないことは明らかであった」（145頁）。こう著者が指摘するように、原が二大政党制の実現を目指して政治指導を展開したのか、と問われれば、答えは否だろう。しかし著者も認める通り、二大政党制を「理想」として冀求しないことと、「現実」としてその可能性が高まっていることを感得し、それを踏まえた政権構想を指向することとは、もとより別問題である。では、原の政治構想において、二大政党制に向かいつつある傾向は、どのようにとらえられていたのか。

原内閣成立以後、原が注力したのは、従来以上に強力な「政党化」の推進であった。しかしここで重要なのは、原の政治構想が、反対党の出現が不可避であることを見越し、反対党が果たす「機能」までも織り込んだそれであった、ということである。原が特に腐心した貴族院の「政党化」には、そうした形跡を見て取ることができる⁸⁾。原は、貴族院の最大会派・研究会と

の提携を深め、所謂両院縦断政策を推し進めたが、同時に研究会と政友会の距離が縮まれば、公正会をはじめとする貴族院の他会派が「憲政会に寄るべく是れ当然の勢⁹⁾」であることも予想していた。原の予想したようなかたちで貴族院の会派が分かるとすれば、事実上「両院縦断政党」同士（少なくともそれに近い結合性をもった両院の「政党一会派」間の連絡系同士）からなる「二大政党（制）」的体制が出現することとなろう。この限りで、原の構想は、「二大政党（制）」を予期したそれとして位置づけることができる。

むろん、ここで注意しておくべきは、原にとって、「二大政党化」は、「理想」でも「目標」でもなく、どこまでも「現実」の問題に過ぎず、その趣意は、「疑似民主制」の超克を目指し、政権交代の余波を官僚機構の分割にまで及ぼそうとした二大政党制構想とは、ほど遠い地点に位置していた、ということである。

しかしそうとはいえ、その原が「二大政党（制）」を見込んでいたことを軽視してはならない。この点で興味深いのは、原が政友会のみならず憲政会にまで、「私益」（党益）ではなく「公益」（国益）を追求してやまない「真正の政党」へと脱皮すること、さらには政権運営の実務能力を要請したことであろう¹⁰⁾。換言すれば、「二大政党」のあいだに、政党の理想的なあり方と、力量に格差があってはならなかったのである。そもそも原が理想とした政党は、「社会の各層、各階級を縦断するところの、二大政党（それが自然に一大政党になつても結構）¹¹⁾」であったが、その背面には、外交問題や国際問題などで政党間の「挙国一致」状態を人工的に造出し、政権交代があった場合にも、その衝撃を軽微な範囲、有力政党間の内部で処理しようとする意向が隠されていたのではなかったか。この点、緻密な検討が必要だが、原の予期した二大政党制的状态とは、政権交代のインパクトを最小限に抑え込んだ、「疑似二大政党制」だったといえそうである。それは、「自然に一大政党になつても結構」というエクスキューズが付けられたことから明白である。

本書が示す非属人的な権力論を前提にすると、「形式民主的手続きを経た独裁」とは、単なる権力の「独占」ではなく、民意と実質的に隔離された地点で、一定の方向に向けて政策を連続的に固定化してしまう政治形態として理解されるべきであろう。原になる「疑似二大政党制」構想が、政権交代をも「政策交代」に直結させない静態的政治論策にはかならなかったのだとすれば、そのビジョンは、こうした意味における「形式民主的手続きを経由した独裁」の最も合理的かつ効率的な運用に貢献してしまうことを、窮極的には避けられない。原の構想は、もちろん当時においては実現しなかった。しかし「戦後」に至るまで、二大政党制論と、二大政党間における政策的距離の極小化を求める議論がともに根強いことを思えば、こうした構想は決して過去のものとはいえない。その限りで、「二大政党制」は、「独裁」への道を切り拓き、「疑似民主政体」へと舞い戻ってしまう可能性を原理的に排除できないのである。この点は、どうしても銘記しておかなければならない。「疑似民主政体」と「二大政党制」の間に渦巻く、こうした「逆説」的現象を踏まえ、二大政党制構想を「必然」として擁護することは、思わぬところで「独裁」に加担することになりかねないからである。

さて、二つの政治構想がもつ境界を考えると、いまひとつ見逃せないのは、著者による二大政党制構想の「読み」について、である。ここでは、蠟山政道について見てみよう。

本書中では、吉野と同じく戦前日本の二大政党制論者と比定される蠟山政道に対しても肯定的な視線が注がれている。だが、蠟山を論じた箇所に疑問がなくはない。著者は、蠟山が近衛新体制へと接近し、そのブレンとして名を連ねた段階においても、二大政党制構想を捨てなかったと論じるが（307頁以下）、はたして本当にそうなのであろうか。

たとえば、蠟山の論説史料「外交刷新と国内新体制」（1940年9月）から、本書では、二大政党制構想への執着が読み取られるが（306～308頁）、その

史料読解は強引な読み方のように思えてならない。この点の判断については読者に委ねるしかないが、正直、評者にしてみれば、そう読むことはできなかった。あるいは、その読み方を貫くのであれば、もう少し踏み込んだ史料解釈があつてしかるべきだったのではないか。近衛新体制期における蠟山は、はたして二大政党制に固執していたのであろうか。この点で、著者の読み込み、とりわけ二大政党制構想への思い入れが深くなり過ぎた結果、苦しい理解になっているのではないか。それは、本書中で、該構想の流産過程とその環境が分析対象に設定されていないことと、おそらく無関係ではないであろう。

蠟山を分析した箇所に関して、さらに一言しておきたい。蠟山に関する先行研究の理解に助けられてだが¹²⁾、評者からすれば、蠟山といえば、やはり「立憲独裁」のイメージが強いインテリゲンチヤである。事実、著者も頻繁に利用している蠟山の論文集『日本政治動向論』（高陽書院、1933年）には、「立憲独裁」に関する論説がいくつか収録されている。都合10篇からなる同書の第9篇のタイトルは、実に「我国に於ける立憲的独裁」であり、同篇には5本の論説が収められている。

蠟山のビジョンの射程を明らかにするためにも、この論点には是非触れてもらいたかった。著者の理解において、二大政党制構想と「立憲独裁」との関係がどのように処理されているのか気になるところである。かの有名な美濃部達吉の非「立憲独裁」的な「円卓巨頭会議」構想との関わりなどについても、より立ち入った解説があつてもよかつたように思われる。著者は、「吉野—美濃部—蠟山」の対比を通して、三者の協業が分解してゆく過程を鮮やかに描き出しているだけに、この点で、やや物足りなさを感じた。「立憲独裁」から二大政党制構想へと舞い戻ったにせよ、「立憲独裁」的な政治構想として収斂してしまったにせよ、その論理内在的な変質過程は、より明確にされるべきであつたらう。

そのほか、戦前日本の政治史・政治思想史の流れに即していえば、戦前の

二大政党制構想を杜絶させた大政翼賛会の成立、そして日米戦争の位置づけなどをより明確にしておくべきではなかったか。今後は、以上に書き記した論点を含んだ政治史論が期待されるところである。当然、著者だけの責ではなく、ひろく政治史・政治思想史研究者の責として、である。

以上見てきた二つの事例は、本書の議論をより「原理的」にしようとするとき必ず踏まえるべき問題であるといえる。そのうえで、こう考えることもできよう。二つの政治構想がともに「合理的」なものなのだとすれば、あるいは最後の最後に必要なのは、著者が峻拒した「信仰」なのではないか、と。そのように考えて読み直すとき、本書が「信仰告白に逃げ込まない民主主義要請論」として提起されつつも、最終的に「形式民主的手続きへの尊重」に対するある種の「信仰」を喚起する内容になっていると感じるのは評者だけではあるまい。しかし本書を「必然」に対し「人為」がいかにか抗し得るかを論じた著作であるにとらえる評者は、むしろこうした「逆説」にこそ本書の魅力を見出さずにはいられないのである。

いずれにせよ、今後必要となるのは、「必然」と「人為」の境目を厳密にし、その裂け目で生じる現象を丹念に読み解いてゆく作業ではないか。そのためにこそ、「二大政党制」と「疑似民主政体」の関係性は、より「原理的」に問われなければならないはずである。

II — 3. 「国際協調」「戦争」「敗戦」

さて、批評を続けよう。ここでのキーワードは、「国際協調」「戦争」「敗戦」である。

まずは、「国際協調」から。本書中において、「国際協調」は、政党政治維持のための外郭的条件として位置づけられてはいるが（266頁）、しかし権力そのものを安定化させる装置としてより重く、より積極的に位置づけられるべきではないのか。この点については、著者の課題というよりは、評者のそ

れとして受け止めておきたいが、ここでは本書の権力論と関わらせるかたちで、少しく自説を披露してみたい。

それでは、「国際協調」をよりポジティブに権力論へと接続させるためには、いかなる理解の仕方が妥当であろうか。ある一国が国際社会の構成員になることは、その国の維持存立を可能ならしめる条件にほかならない。したがって、「国際協調主義」は、自己保全の装置として位置づけられるべきものである。国際社会の成員たらんとする限り、「国際主義」を欠いた国家は、いきおい孤立の道を進まざるをえない。国際的孤立を回避しようとする以上、たとえ建前にせよ、「国際主義」を標榜するよりほかないわけである。その意味において、「国際協調主義」は、国際社会全体の安定と自国の存立を保障する要件として理解されるべきであろう。「国際協調」には、いわば「革命」を凍結する政治作用が組み込まれているのである。「国際協調主義」が社会全体の瓦解を防ぎ、自己定立を可能ならしめるための処方として掲げられる以上、物事を抜本的に変えてしまいかねない「革命」の力動は、ここに至って、潜勢力へと変換されてしまわざるをえない。

しかし逆にいえば、「国際協調」からの離脱（反「国際主義」）は、次なる「革命」と自己否定の行路を用意することとなろう¹³⁾。1930年代以降、日本が国際的孤立を歩みはじめ、「戦争」の時代へと突入していったことは、そうした事態の到来として理解しうる。欧米的価値観や近代的規範に従属しない新秩序の樹立——「東亜新秩序」から「大東亜共栄圏」まで——が、しかも「戦争」を媒介にして目指されていったことは、既成の秩序に対する「革命」意志の表明であり、その実践にほかならない。

しかしそのような「革命」の成否は、闘争の結果を待つことなしには検証されない。結果論的な観察に過ぎないが、そうした「革命」意思是「敗戦」によって挫かれ、戦時期日本の主体的な次なる「革命」は、「敗戦」という自己否定を迎えることで封じられたのである。勝利が保障されない境涯に、みずからを定立した結果の出来事である。

もとより本書において、こうした一連のプロセスについて言及されているわけではない。しかし以上に示したようなストーリーを、著者の問題視座から再構成することは可能である。以下、深読みに過ぎるかも知れないが、本書の射程をさらに読み込んでいきたい。

さて、著者が指摘するように、権力がすべからく暴力によって生成するのであれば、権力を破壊するのも暴力にはかならない。だとすれば、質量ともに、既存の権力を上回る暴力主体が外部に措定され、それとの衝突、帰趨次第によっては、さらなる「革命」、みずからの意思を超越した「革命」が惹起されないと限らない。王政復古政変がそうであったように（第一部第1章）、革命の実行者にとって、戦勝は革命の成功を、戦敗はその失敗を意味してしまうからであった。日本にとっての「敗戦」は、自己否定だけでなく、そのような「革命」をみずから引き寄せてしまう決定的瞬間だったといえよう。明治憲法体制から日本国憲法体制への転換は、そうした「革命」（「8月革命」）として理解することができるのかもしれない。その意味において、「戦争」へ突入し「敗戦」に至るまでの過程は、さらなる「革命」に向かうための必然的プロセスであったと考えられそうである。

本書では、総じて主権的権力が蚕食される局面についての分析が希薄だが、以上の問題群に取り組むための視角と論点が提供されているように思えてならない。「戦争」、そして「敗戦」の決定的瞬間という問題視座を取り入れた史論が俟たれる、というべきか。この点と関わって、「戦後」における民主主義と二大政党制構想の展開も視野に収めておくべきであろう。著者による本格的な「戦後」の解析は、今後の検討課題であろうが、本書を手にとってみて、まず驚いたのは、本書の目次構成について、であった。「戦後」の項目が抜け落ちていたからである。著者は、これまで「戦後」に関しても、いくつかの文章を公表しているが¹⁴⁾、それらの成果が反映されていなかったからである。むろん一冊で、「明治維新」から「戦後」までを充分扱うことは不可能かもしれない。しかし多くの読者が思っているのではないか。著者

になる「戦後」分析を読んでみたい、と。

その際、著者に要望したいのは、「敗戦」と関連して、戦勝国「アメリカ」を念頭に置いた権力原理論と政治史論を記述してもらいたい、ということである。「敗戦」以降、日本の戦後政治、ひいては官僚政治は、「アメリカ」との「協調」抜きにしては考えられないのであって、この点を踏まえた歴史論を俟ちたい。

本書で打ち出された研究視角をよりよく活かすためにも、今後は戦後日米関係のなかでの二大政党制構想、実質的民主化構想の探究へと向かうべきであろう。そのうえで、より刺戟的な歴史の世界へと読者を誘ってもらいたい——そのように考えるのは、はたして評者だけであろうか。

おわりに ——実証とは何か？

以上、ないものねだりの感が強く、かつ評者の関心と自説に惹き付けすぎた感が否めないが、かくもイレギュラーな書評を書かした最大の理由は、何より本書の論理的な行論と、知的な挑戦に魅せられたからである。最後に、これまで言及してこなかった本書の一側面にスポットを当てて、この文章を終わらせたい。

本書がたいへんラジカルな思考によって編まれていることは、すべての読者にとって一目瞭然であろう。敢えてあらゆる与件を排した本書の思考法が、人文学や歴史学のみならず、近接諸科学に多大な影響を与えるであろうことは、想像に難くない。本書を契機として、主権（権力）論や近代史理解をめぐる論争状況が創出されるべきであろう。その意味でも、本書はひろく読まれるべきであり、評者をはじめ後学の人間は、その責務として本書の問題提起を真摯に受け止めなければならない。この点と関わって、われわれもまた、著者と同じように、いよいよ物事をラジカルに思惟せざるをえなくなった。本書に対する論評を完成させるためにも、自前の権力論と近代史論

を用意しておかなければならないであろう。本書の上梓によって、著者の精神を積極的に継承しつつ、超克するための原理的思考がより一層要請されるはずである。

そのラジカルさを象徴するがごとく、経験主義的観測に基づく歴史学的手法——素朴実証主義——に対する著者の強烈な違和感は、「序章」においてストレートに言明されている。これまでも、著者は、いくつかの作品で歴史学のあり方に苦言を呈してきたが、大半の研究者は冷笑ないし嘲笑をもって著者の考えを迎えた、というのが実情であろう。悲しいかな、とりわけ関西は京都で研究者生活を過ごしてきた評者自身、その類いの発言は何度も耳にしてきた。しかし本書に目を通せば、巷間に溢れる感想は決して当たらない。むしろ著者を裏声で批難する研究者たちが自身の拠り所としている実証主義の精神は、紛れもなく本書に流れているからである¹⁵⁾。

本書は、評者にしてみれば、いわば素朴実証主義を超え、まさしく実証主義たらんとした研究成果である。やや違和感を与えるかもしれないが、権力や近代社会の本質を抉り出し、それを見せつけようとする姿勢は、まさに実証精神そのものにほかならないからである。そのスタンスには、痛く共感せざるをえない。その意味で、本書は、「実証とは何か」を改めて考えさせてくれる書でもある。実証をめぐる「闘争の書」として、である。

仮にこの推定が正しいのであれば、実証を生業とする歴史研究者にとって、本書から学ぶことは多いはずである——われわれは、はたして実証精神を保っているであろうか。

〔付記〕本稿は、佐藤太久磨と吉田武弘の共同執筆になるものである。吉田の協力を得ながら、全体の見取り図に関しては、佐藤が担当した。

なお、本稿は、本書の書評会（近代日本思想史研究会・史創研究会主催、於立命館大学、2015年5月30日）での口頭報告（佐藤）をもとにしている。

注

- 1) 増田知子「書評：小関素明著『日本近代主権と立憲政体構想』」(『日本史研究』第645号、2016年5月)77頁。
- 2) 本書にはすでにいくつかの書評が出されていることもあり、小論では敢えてその内容を詳細に紹介することはせず、各所でその特徴を論じることをもってこれにかえた。なお、本稿に先行する書評として、先述の増田氏のものにくわえ、山口一樹「書評：小関素明著『日本近代主権と立憲政体構想』」(『日本史思想史研究会会報』第32号、2016年3月)がある。
- 3) この点については、佐藤太久磨「『大東亜国際法(学)』の構想力——その思想史的位置」(『ヒストリア』第233号、2012年8月)を参看されたい。
- 4) 矢部貞治「大東亜新秩序の内部的政治構図」(海軍省調査課『大東亜共栄圏論』1942年9月)、土井章監修『昭和社會經濟史料集成』第17巻(海軍省資料(17)、大東文化大学東洋研究所、1992年)17～18頁。
- 5) 同上、25頁。
- 6) 神川彦松「大東亜主義の政治原理」(『日本諸学』第2号、1942年11月)56～57頁。
- 7) 佐藤太久磨「政治」をめぐる闘争——「民主主義=永久革命」と吉野作造」(『吉野作造研究』第10号、2014年4月)。
- 8) この論点については、吉田武弘「『両院縦断』の系譜——もう一つの政党政治構想をめぐって」(『次世代人文社会研究』第11号、2015年3月)、同「『二院制』の政治史——『両院関係問題』とふたつの政党政治構想」(『東アジアの思想と文化』第7号、2015年7月)を参照。
- 9) 原奎一郎編『原敬日記』5(福村出版、1965年)、1919年11月28日条(178頁)。
- 10) 伊藤之雄「原敬の政党政治——イギリス風立憲君主制と戦後経営」(同編『原敬と政党政治の確立』千倉書房、2014年)。
- 11) 前田蓮山『原敬伝』下(高山書院、1943年)373頁。
- 12) 有馬学『帝国の昭和』(日本の歴史23、講談社学術文庫、2010年、初出2002年)。
- 13) この論点については、三谷太一郎「政党内閣期の条件」(安田浩・源川真希編『明治憲法体制』展望日本歴史19、東京堂出版、2002年、初出1977年)の整理が、いまもなお示唆に富む。
- 14) 小関素明「日本国憲法体制のリアリズム——『国民主権』と『基本的人権』」(『国際平和』の強度と粘着力を見据えて」(『日本史の方法』第4号、2006年6月)、同「『不磨の大典』から『人類普遍の原理』へ」(『日本史研究』第550号、2008年6月)など。
- 15) 実証が何たるか分からないまま——正直に言えば、評者もよく分からないのだが、誰も納得のいく説明をしてくれない——、実証という言葉をマジックワードとして「消費」することは、誰にでも容易にできるであろう。そうではなく、論拠を示しながら、読み手の感性に訴えかけるような知的行論が必要なはずである。